

各位

(TEL : 046-822-8040)

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2026 年 6 月 18 日開催の取締役会において決議しました、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得について、下記のとおり実施しましたので、お知らせいたします。

なお、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は、これをもって終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

また、2026年7月29日開示の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」に記載しておりますとおり、2億3,000万円または810,000株を上限とした自社株式の取得に関しましては、引き続きおこなってまいります。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 取得株式数 | 347,800 株 |
| 3. 取得総額 | 99,659,642 円 |
| 4. 取得期間 | 2026 年 7 月 1 日から 2026 年 7 月 30 日（約定ベース） |
| 5. 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

【ご参考】

1. 2026年6月18日開催の取締役会での決議内容
 - (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得する株式の総数 417,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に占める割合 6.01%)
 - (3) 取得価額の総額 100,000,000円(上限)
 - (4) 取得する期間 2026年6月18日から2026年8月31日まで

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2026年7月30日現在）

（1）取得株式数 347,800 株

（2）取得総額 99,659,642 円

以上